

鹿児島県 子ども・子育て支援事業 支援計画

平成27年3月



© 鹿児島県ぐりぶー・さくら



鹿児島県

はじめに

少子化や核家族化が進行する中、すべての家庭が、安心して子どもを産み育てられるためには、社会全体で子育てを支えようという意識の浸透や、出産や育児への負担が少なく、仕事と生活の調和がとれた社会の構築が必要です。

このため、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

この新制度は、支援を必要とするすべての家庭が利用することができ、また、子どもたちがより豊かに育っていけることを目指しています。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設や放課後児童クラブなど地域の実情に応じた子育て支援などを行い、保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消を目指すなど、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするもので、大きな制度改革となっています。

県におきましては、このたび、「子ども・子育て支援法」に基づき、今後5年間を計画期間とする「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定いたしました。

新制度の実施主体は市町村となりますが、県は、市町村が行う支援給付や地域の支援事業が適正、円滑に実施されるよう、この計画に基づき、必要な助言や援助を行うなど、市町村、事業者、県民の皆様とともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めてまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、計画策定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県子ども・子育て支援会議委員の皆様、また、貴重な御意見をお寄せいただくなど御協力いただきました県民の皆様から感謝を申し上げます。

平成27年3月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画



目次



はじめに

第1章

計画の策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章

計画策定の背景

1 少子化の現状

(1) 出生の動向

① 合計特殊出生率と出生数	2
② 本県の年齢3区分別人口割合の推移	3

(2) 未婚化・晩婚化の進行

① 婚姻率の推移	3
② 本県の年齢別未婚率の推移	4
③ 未婚化・晩婚化・晩産化に関する統計データ	4

(3) 幼稚園・保育所の利用状況

① 本県の幼稚園の利用状況	5
② 本県の保育所の利用状況	5

2 子どもの育ちと子育てをめぐる環境と課題

(1) 集団活動や異年齢交流の機会の減少 6 |

(2) 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化

① 世帯数, 世帯当たりの人数の推移と将来推計	6
② 本県の一般世帯の家族類型別割合の推移	7

(3) 多様な教育・保育ニーズへの対応 7 |

(4) 仕事等と子育ての両立支援

① 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴	8
② 男女別年齢階級別労働力率	8
③ 年齢別就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合	9

(5) 離島・過疎・へき地地域における教育・保育

① 本県のへき地保育所の状況	9
② 本県の地域別の放課後児童クラブ設置状況	10

 第3章

計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制 11
- (2) 市町村との連携 11

2 計画の達成状況の点検, 評価, 見直し

- (1) 点検, 評価 11
- (2) 見直し 11

 第4章

教育・保育等の推進

1 区域の設定

- (1) 趣旨 12
- (2) 内容 12

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策 ... 13

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ① 認定こども園の普及 13
- ② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援 13

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援 14

(3) 教育・保育の必要性和推進方策 14

(4) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携 14

(5) 認定こども園等と小学校等との連携 15

4 地域子ども・子育て支援事業の推進 15

5 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

(1) 認定こども園, 幼稚園, 保育所と地域型保育に従事する者の必要見込み人数と確保方策

- ① 必要見込み人数 16
- ② 確保方策 17
- ③ 処遇改善 17

(2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援 ... 18

(3) 幼稚園教諭免許, 保育士資格の併有促進についての周知 18

(4) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施 19

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整 20

(2) 認定こども園, 幼稚園, 保育所の利用定員設定時等の調整 20

7 教育・保育情報の公表 20



第5章

子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童相談所の体制の充実強化 21
- (2) 市町村や関係機関との役割分担と連携の推進 22
- (3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備 22
- (4) 児童虐待防止についての意識啓発 23
- (5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証 23

2 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭養護の推進 23
- (2) 家庭的養護の推進 24
- (3) 専門的ケアの充実と人材の確保・育成 25
- (4) 自立支援の充実 25
- (5) 家族支援と地域支援の充実 26
- (6) 施設等における子どもの権利擁護の推進 27

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 子育て・生活支援策 27
- (2) 就業支援策 28
 - ① 就業相談事業等 29
 - ② 就業に向けた能力開発への支援 29
- (3) 経済的支援策 30

4 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

- (1) 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する支援 31
- (2) 特別支援教育の推進 33



第6章

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- (1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 35
- (2) 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進 35
- (3) 公共調達における優遇措置 36

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 36



別表

各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

1 各区域

(1) 鹿児島市区域	37
(2) 鹿屋市区域	37
(3) 枕崎市区域	38
(4) 阿久根市区域	38
(5) 出水市区域	39
(6) 指宿市区域	39
(7) 西之表市区域	40
(8) 垂水市区域	40
(9) 薩摩川内市区域	41
(10) 日置市区域	41
(11) 曾於市区域	42
(12) 霧島市区域	42
(13) いちき串木野市区域	43
(14) 南さつま市区域	43
(15) 志布志市区域	44
(16) 奄美市区域	44
(17) 南九州市区域	45
(18) 伊佐市区域	45
(19) 始良市区域	46
(20) 三島村区域	46
(21) 十島村区域	47
(22) さつま町区域	47
(23) 長島町区域	48
(24) 湧水町区域	48
(25) 大崎町区域	49
(26) 東串良町区域	49
(27) 錦江町区域	50
(28) 南大隅町区域	50
(29) 肝付町区域	51
(30) 中種子町区域	51
(31) 南種子町区域	52
(32) 屋久島町区域	52
(33) 大和村区域	53

(34) 宇検村区域	53
(35) 瀬戸内町区域	54
(36) 龍郷町区域	54
(37) 喜界町区域	55
(38) 徳之島町区域	55
(39) 天城町区域	56
(40) 伊仙町区域	56
(41) 和泊町区域	57
(42) 知名町区域	57
(43) 与論町区域	58

2 県計(参考値) 59

- 別表の見方について(用語等の解説) 60
- 県の認可, 認定に係る需給調整の考え方 61

参考資料

1 広域利用の実態及び市町村設定区域数 62

2 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例 63

3 鹿児島県子ども・子育て支援会議委員名簿 64



○かごしまPRキャラクターの「ぐりぶー」について

鹿児島島の魅力を多くの方々に知ってもらおう仕事をしているかごしまプロモーション課長。プライベートでは、平成26年3月に幼なじみの「さくら」と結婚して、同年10月10日に生まれたこども達、努力家の「まなぶー」、きかんぼうの「あそぶー」、ぶりっこの「らぶぶー」、ポジティブな「かごぶー」、おませな「ゆゆぶー」、おっとり・のんびりした「すなぶー」、気弱な「ほしぶー」と、見た目も性格も個性豊かな7つ子たちのお父さんです。



「まなぶー」 「あそぶー」 「らぶぶー」 「かごぶー」 「ゆゆぶー」 「すなぶー」 「ほしぶー」

1 計画策定の趣旨〔任意記載事項:基本指針別表第七の一〕

子ども・子育て支援については、平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)など子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度(以下「新制度」という。)が創設されたところです。

新制度においては、実施主体である市町村が、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育(*)と地域子ども・子育て支援事業の提供を行い、県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業が適正、円滑に行われるよう必要な助言や援助を行い、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行うこととなっています。

このことから、県が新制度の推進に取り組むに当たり、その方向性と取組内容を示す「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「計画」という。)を策定するものです。

※子ども・子育て支援法第7条第2項及び第3項に定める教育・保育をいう。(以下同じ。)

2 計画の位置付け〔任意記載事項:基本指針別表第七の一〕

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定するものですが、盛り込む内容が本計画と重複する、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく鹿児島県母子家庭等及び寡婦自立促進計画、児童福祉法に基づく鹿児島県保育計画、放課後子ども総合プランに係る鹿児島県行動計画の内容を含むものです。

また、かごしま将来ビジョン、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養護推進計画、鹿児島県障害者計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

3 計画の期間〔任意記載事項:基本指針別表第七の六〕

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。